

2010年12月27日

神奈川県知事 松沢 成文 様

神奈川県公害審査会に対し法令を遵守し公正な審査を求める要請

申請人 青柳節子 安楽菊男 木村直人
小林麻須男 斎藤勝彦 平倉誠
福岡秀治 宮澤政文
連絡先 平倉 誠
住所 鎌倉市植木 598-3-108

本件は、神奈川県公害審査会にて平成21年7月27日より開催された「平成21年(調)第3号事件(医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件)」に係る調停の過程で、本年7月の第7回調停期日に生じた須須木委員長の調停調書捏造の事実と、捏造した調書に発する違法な審査会調停案の提示、申請人らによる経過問い合わせ並びに調停継続の要請にもかかわらず、一切説明を拒み続けたまま調停打ち切りに至った不当な処理について、知事のもとで一連の不祥事を厳正調査の上委員長を罷免し、もって公害審査会が法令を遵守し公正な調停を実現するよう是正されることを求める。

1 調停期日調書の捏造責任を問い、神奈川県公害審査会の是正を求める要請

1.1 調停案受託勧告の違法性を是正することの要請

平成22年9月15日付けにて神奈川県公害審査会調停委員会は須須木委員長名で「調停案の受諾の勧告について」と題する書面(注*1、資料を付す)を申請人及び被申請人らに送付した。

勧告は余りにも唐突であり、まだ意見聴取は始めたばかり、手続でも調停委員会から調停案提示の予告も調停案の内容説明も一切無いままの調停案受諾の勧告であった。

調停案の内容には更に戸惑いを受けた。注*1の資料から分かるように、送付された調停案は意見聴取が未了であった為に煮詰められた争点なども違い、双方の合意を図る為の、実施できる合理的解決策として提示されたものでは全く無い。公害防止に寄与する実証可能な規定から程遠い、一般的な努力課題しか記述されていない。

また、文体も、およそ法の精神に則った調停案の文書になっておらず、調停委員会の権威がまるで感じられない「違法な調停文」である。

1.2 開催 7 月 23 日分の調停期日調書の捏造責任を明らかにすることの要請

7月23日開催の調停の状況は調書(注*2、資料を付す)の「第7回期日の進行の概容」のところにおいて(1)～(5)にわたって記載されている。調書とは言うものの、調停に係わる争点などについてほとんど記載は無く、確認内容とか申請人・被申請人の主張の隔たりはどこに記載してあるのか見当たらないことに、意外な印象を覚えた。

問題は概容の(5)であり、記載上の表題を「調停委員会から今後の調停の進め方についての確認」と付し、内容としては全文を以下のように記載している。

「・調停委員会は、申請人、被申請人に対して、今までの調停期日までの状況を踏まえて、近日中に調停委員会を開催して今後の調停の進め方について検討し、後日、両者に連絡するとした。この提案について双方了承した。」

転載した部分は次の点で事実経過と異なる。まず(5)の項目の表題を「今後の調停の進め方についての確認」と言うのは項目として事実ではなく、そのような項目は申請人には伝えられていない。その様な提案はなされていない以上、調書の提案項目とも読める表題にすることは出来ない。委員長が提案したのは、次回調停期日の設定を席上では決めず追って後日通知したいということであり、申請人が「今までのように席上で決めるのがよい」と主張したが委員長は「後日の通知」にこだわり、結局、委員長が申請人らの了承を得ることができたのは、「後日に日時を設定する」ことだけである。

すなわち、表題に続く(5)の内容全文は巧妙な捏造以外の何物でもない。

委員長が、申請人、被申請人双方に提案したことは、次回期日設定についてであり、設定を延期するのは、委員会で今後の調停の進め方について検討したい、という事情があるからすこしだけ次期日設定を日延べしたい、という説明であった。これが事実である。

それが期日設定を日延べしたことは何も記載せず、調書にはその代わりに、確認も何もしていない日延べの理由だった「調停の進め方」を後で、(7回続けた調停期日を委員会が振り返り評価し、調停案を出すなり打ち切りを決めるなり区切を付けるという)そのような進め方について検討したい、ということにすり替え、かつ、それが申請人、被申請人双方から了解されたように書くという、調書の捏造をした。

(なお、第7回の調書は委員長の単独署名、捏造した「合意云々」を調書に記述しながら申請人にも被申請人にも調書の内容確認の署名を求めず、調書には須須木委員長しか署名がない。)

申請人らは、念のため知事のもと、事実関係の調査結果を待つものであるが、法曹界の人にあるまじき信義を欠いた須須木委員長の行いが改めて判明した際には、委員長の罷免を要求するものである。

2 平成 21 年(調)第 3 号事件の調停経緯

調停案件の内容について全体の記述は省略するが、申請人らが危惧するのは、病原体を実験材料とし、また創薬試作合成には有害化学物質30品目を始め危険な材料を多種使用する上、研究員ら2千人にヒューマンエラーもさげられないこととすれば、研究材料が住宅地や下水道へいかなる漏洩が起きないとも限らぬとせねばならないことであります。

2.1 調停申請から第7回調停期日の開催まで

平成21年2月25日に藤沢と鎌倉の市民15名が武田薬品新研究所の稼動計画に関し公害の発生を未然に防止することを求めて国の公害等調整委員会に調停を申請したところ、公害等調整委員会は3月13日、神奈川県公害審査会に調停を委嘱した。県審査会は須須木委員長以下三名の審査委員を調停委員に選定し、同調停委員会および事務局(県環境農政局環境部大気水質課)職員の下で計7回の調停を行ってきた。

1回目の調停期日の前、平成21年7月3日には、武田薬品は研究所建屋建設の鉄入れ式を盛大に催している。初回の調停期日は平成21年7月23日であった。

完成すれば1200人の研究員と800人の補助員を擁する研究所、そこに延べ床面積約10haに及ぶ広大な動物実験室を保有する一大バイオ事業施設が誕生する。

申請人らにとって、一人の申請人を除く14名には調停期日の体験は始めてであったとはいえ、例えば何人か調停に以下のような印象を受けたので参考のため記載する。

「我々は、申請当初に膨大な資料提出の上に、第3回調停期日での委員長指示により平成22年1月28日付け71項目の『質問状』を作成したが、それに対する武田薬品の回答書は、過去の主張書面および武田薬品パンフレットに言及して『既に回答済み、』として何も答えてないところが47問に及んでいた。我々は過去の武田回答や説明が余りにも観念的かつ通り一遍であり、『安心・安全』の何の手掛かりになっていなかったため質問したわけだが、武田の協力は得られなかった。委員長は、われわれに対し、よりのを絞った形での再度の質問書の作成を指示、我々は範囲を新研究所の汚染排水の系列別チェック問題を主体に絞り、28項目の再質問状を作成し提出(平成22年4月8日)した。」

「第6回の調停期日になって、再質問状の項目に基づき、まず汚染排水の問題から申請人と武田薬品側との対話型討議が始められた。この『対話型討議』は申請人が委員長に要請していた一つの討議方式である。被申請人の武田薬品側はあくまで法律事務所の弁護士が代表する建前で、武田薬品の研究者・技術者はあくまで補佐役に過ぎないが、公害防止手段の理解には世間一般に存在する技術とか新技術、新方式を駆使した公害防止技術の採用有無の説明が有ってはじめて、法律事務所被申請人側見解も理解される。しかし『対話型討議』の方式が30分であっても取り入れながら、武田薬品の本件全体のプロジェクト・リーダーである杉山泰雄氏は、調停期日7回のうち初回のみの出席で残りは全て欠席した。」

「第7回調停期日においても『対話型討議』の方式はおよそ90分採用された。しかし調停委員からは、被申請人の武田薬品側がまともに答えない事項にも『これこれを説明できる資料があれば提出せよ！』と言った被申請人に対する調停指導は、依然として皆無であった。」

「調停を進める上で、委員においてぜひ現地視察をお願いしたい、として3つの地の調査依頼を書面で要請したが、その成果は不明である。」

2.2 7月23日調停期日の調書内容捏造に係る経緯

県公害審査会調停委員会が行った調停案の受諾勧告の違法性は、第7回調停期日調書の捏造および調停委員会議事録の、前述の偽り調書に合わせた会議録記述によって、明白となった。

(注*3、「調停期日」の用語の意味は、①調停を行う日時を指すと同時に、②調停の行われた日時・場所から調停の内容まで、出席者や意見聴取の中身など全てを指す)

7月23日付け第7回調停委員会議事録(注*4-1、資料を付す)は、当日10時より開く第7回調停期日の開始前30分、委員が行った打ち合わせの記録である。

調停委員会はその日の10時～12時に行う調停期日の進め方を「排水」問題について意見聴取とし、聴取後の、時間終了間際に調停委員会は双方(申請人および被申請人)の「意見を質す」ことを予定し、調停の「打ち切り」「継続」「調停案提示」を提示しようという計画を確認したと記述している。

しかしその日の調停期日で「双方の意見を質す」と言える様な調停委員側の問いかけがあった記憶などは、申請人側は記憶に全くない。むしろ調停の「打ち切り」や「調停案提示」について「意見を質された」覚えもない。

さらに、

問題の7月23日の「調停期日の進行内容」・申請人側の記憶

委員会に引き続く10時～12時に行われた第7回調停期日の様子と、特に調停期日の閉会間際の席上で調停委員長は何を表明していたのか？これには証拠がある。

申請人斎藤氏が当方申請人を代表して書面に留めていた。斎藤氏が8月9日付けで公害審査会事務局の内田副主幹あてに追加資料送付の書面(注*5-1、資料を付す)である。引用する部分は冒頭の3行であり、次のように記載されている。

「須須木委員長は、前回(第7回)の公害審査会の席上、今後の討議の方向・調停指揮のやり方について、委員の方々と別途打ち合わせた上で、後刻申請人及び被申請人と次回の日程を調整する旨発言されました。」

須須木委員長の発言をこのように記憶する申請人はむしろ斎藤氏のみではなく、全員が同様の内容を明確に記憶している。須須木委員長はこれまでも調停期日に、申請人、被申請人を交互に聴取会場に呼び入れて「進め方」について意見を求めた。今回は「委

員会内部で進め方について打ち合わせをしたい」と言い、次回の調停期日の設定を先延ばしにした。「1ヶ月など待たせない、すぐですから」と言ってその場では次回期日の日時を決めなかった、というのが委員長発言内容の全てであった。従って、調書の「進め方について」との言葉が、「討議の方向・調停指揮のやり方」という申請人側の言葉で補足され明確化されたと言えよう。

なお、斎藤氏は同書面で、第7回当日に申請人側が意見表明した研究所の排水については「技術的要点」を発言から文章化(注*5-2、資料を付す)しているの、委員会にても記録に留めるよう要請している。調停を要する争点の重要な1項目であるからである。(いずれにしても当書面は「技術的要点」などの甲31と32号証共、日付けから考え、8月19日に調停委員3名と事務局員には伝わっていることと思われる。)

以後は「我々は、委員長から速やかに次の、第8回調停期日の日取りの相談にあずかるものと理解し、再三再四、毎週必ず内田事務官に確認をし続けていたが、『委員長に伝えた』という以外なんらの回答も無く7月23日以降いたずらに日を重ねた。」という経緯である。あとから調べたところでは、8月19日(木)の第9回調停委員会には3名の委員と事務局が会しており、申請人側からの期日問い合わせは事務局より伝えられていてしかるべきであるが、問い合わせに事務局の返答は「委員長には伝えたが申請人への返事は受け取っていない」といった主旨であった。

次に、

捏造の箇所、7月23日の「調停期日調書」の記述内容部分

問題の調書の内容はどうか？調停の状況は調書(前出注*2の資料)の「第7回期日の進行の概容」のところの(5)である。「調停委員会から今後の調停の進め方についての確認」との表題を付け、内容の全文は以下のとおり、

「・調停委員会は、申請人、被申請人に対して、今までの調停期日までの状況を踏まえて、近日中に調停委員会を開催して今後の調停の進め方について検討し、後日、両者に連絡するとした。この提案について双方了承した。」

転載した調書部分が事実経過と異なることは、2ページの1.2項に記述したとおりである。そして、この「調書」により委員会による調停案作成、勧告へと作業が進むことになる。

しかし申請人らは、調書等の一連の閲覧を要求し10月19日に至り許可を得てそれら文書を閲覧してはじめて、捏造を知るところとなる。

3 調停委員会による9月15日付け調停案勧告の問題点

3.1 7月23日から10月19日までの県調停委員会と事務局の動き

申請人らは、調書等の閲覧許可を得てそれら文書を閲覧でき、捏造を知るところと

なるのであるが、調書等の閲覧に先立ち、申請人らは調停案の郵送を受け取ったのち、一方では背景説明を求め3週間余に渡って委員長都合を事務局に問い合わせ、事務局からの返答は依然として同じであった状況で、10月12日に申請人14名が委員長に対し調停案受諾勧告を取消し直ちに調停期日を再開するよう要請することを合意、書面(注*6、資料を付す)を10月12日に事務局に届けた。調停案は文章説明が無くては理解不能である。背景説明を求めても回答が無く、要請にも返答しない、申請人をこのように処遇して、はたして法に基づいた公平な処置といえるか？県公害審査会のあり方に強い疑問が生じた。無論のこと、事務局のあり方にも。

以下は10月19日に至り委員会の書面を閲覧してはじめて捏造を知るところとなった事柄である。

7月23日に続く7月28日(水)の第8回調停委員会は第7回(金)の5日後、翌週の水曜日に開催。その議事録(注*4-2、資料を付す)では、委員会は何の根拠も書かずに「両当事者による話し合いによる解決は見込まれない」と断定し、(それならば「打ち切り」が相当であるところ)「調停案提示」の方針を確認している。

次に、調停案文は8月19日(木)の第9回調停委員会で検討され決定した、と議事録(注*4-3、資料を付す)に記載。議事は調停案作成以外にも有って、全体で1時間5分の時間内では、十分な、内容のある検討は不可能であったと思われる。その為に極めてずさんな調停案の文章である。

それでも、調停案文が出来たのであれば、それをたたき台にして調停期日を開催すればよいのに、先の調書に「進め方の了解」と嘘を書いて調停案の受諾勧告に進むことを決定していて、しかも「事前説明をしない(すなわち更なる調停期日を設けない)」ということを公害等調整委員会事務局に照会済み」と記載。この記載部分は重要である。捏造に国の調停機関をも巻き込んだ。

10月19日に判明した本件公文書偽造を、調停委員会は何のために行ったのか？

7月に調停委員会が立てた筋書きのとおり期日調書を捏造し、9月の調停案の受諾勧告までの手順があたかも合法的であったように見せかける為であった。「事前説明をしないということを公害等調整委員会事務局に照会済み」となる照会の返事も得られる。

従って、ここで今広く捏造の経過と違法行為を世間に公表しないならば、調停案が文章として如何にデタラメであろうと、申請人らが県調停の違法を問題にし、裁定申請を国の機関に行ったとしても、調停期日調書および調停委員会議事録を根拠に、申請は却下されることになる、それ以外にないであろうと懸念し、新聞各社に報告するところとなった。

各社への報告日時は10月26日午後1時30分より、場所は藤沢市役所内記者クラブ室であった。

3.2 調停申請人らは「調停案」の受諾を拒否した

9月15日に勧告、提示された調停案は以下の理由で、とても受諾できる内容のものではなかった。

まず調停委員会が記述した調停案の内容をどう見るか？

1) 調停案が先の環境アセスの答申が事業主である武田薬品に宛てて謳った住民とのリスクコミュニケーションを再度奨励する域を出ず、申請人が求めた、焼却炉の稼働中止、動物実験の削減、住民と取り交わした大清水浄水場協定を遵守した排水の自家浄化処理と再利用、排気の浄化再利用、P3／バイオ・創薬の公害防止に踏み込んだ中身のあつる調停内容になっていない。

2) 本来有るべきでない企業秘密が優先し、双方の対立点の整理も調停指導の技術上回避可能なものまで企業機密の壁に対処せず、明確な整理がならず、討議のもとで練り上げるといふプロセス無しで提案され、しかも調停が討議の緒についたばかりで無理に調停案を作成した弊害が現れたものとして読み取れない。

調停手続としての問題をどうみるか？

3) 神奈川県(公害審査会の事務局)から送付された公害紛争処理法の解説書によれば、第34条の解説のところに、「調停手続きは、調停委員会が、当事者双方の主張を聴き、争点について事実の調査をすることによって事実関係を究明し、これに基づき、当事者双方の妥協、互譲を図つて調整、説得に努め、必要と認めれば調停案を提示するという手続きを踏むことになる。」と記載されている。

また、国の公害等調整委員会が作成した案内パンフの「調停手続の流れの解説」に於いても調停案について、その前提としての委員による事実関係の究明のほか、毎回の調停期日の中での調停案練り上げが予定されている。先に述べたとおり、県公害審査会の調停委員が法の予定する調停の流れを全く無視していたことは明らかである。

以上のことから、14名の申請人は、1名を除き、調停案の受諾を拒否しました。

申請人らによる以上の申し述べに偽りはありません。

申請人らは、知事のもと事実関係調査結果及び知事による委員長の処分と公害調停審査の公正化につき、文書による回答を求めます。

添付資料一覧

平成 22 年 9 月 15 日

- 注*1 「調停案の受諾の勧告について」…1 ページ
②『調停案』 …1 ページ

平成 22 年 7 月 23 日

- 注*2 「第 7 回調停期日調書（写し）」…2 ページ

- 注*3 （本文中に注を記述）

平成 22 年 7 月 23 日

- 注*4-1 「第 7 回調停委員会議事録（写し）」…1 ページ

平成 22 年 7 月 28 日

- 注*4-2 「第 8 回調停委員会議事録（写し）」…1 ページ

平成 22 年 8 月 19 日

- 注*4-3 「第 9 回調停委員会議事録（写し）」…1 ページ

平成 22 年 8 月 9 日

- 注*5-1 神奈川県環境農政部大気水質課あて書状…1 ページ
②『公害等調整委員会あて追加資料（甲第 31 号証）項目別リスト』
…1 ページ

平成 22 年 8 月 9 日

- 注*5-2 「追加資料 項目 1」 …3 ページ

平成 22 年 10 月 12 日

- 注*6 神奈川県公害審査会調停委員会あて書状…1 ページ
②『調停期日再開の要請』…2 ページ